

市道路線の区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次の市道路線の区域の変更及び供用開始を令和8年6月30日より行う。

その関係図書は、この告示の日から2週間、三田市都市整備部管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月30日

三田市長 田村 克也

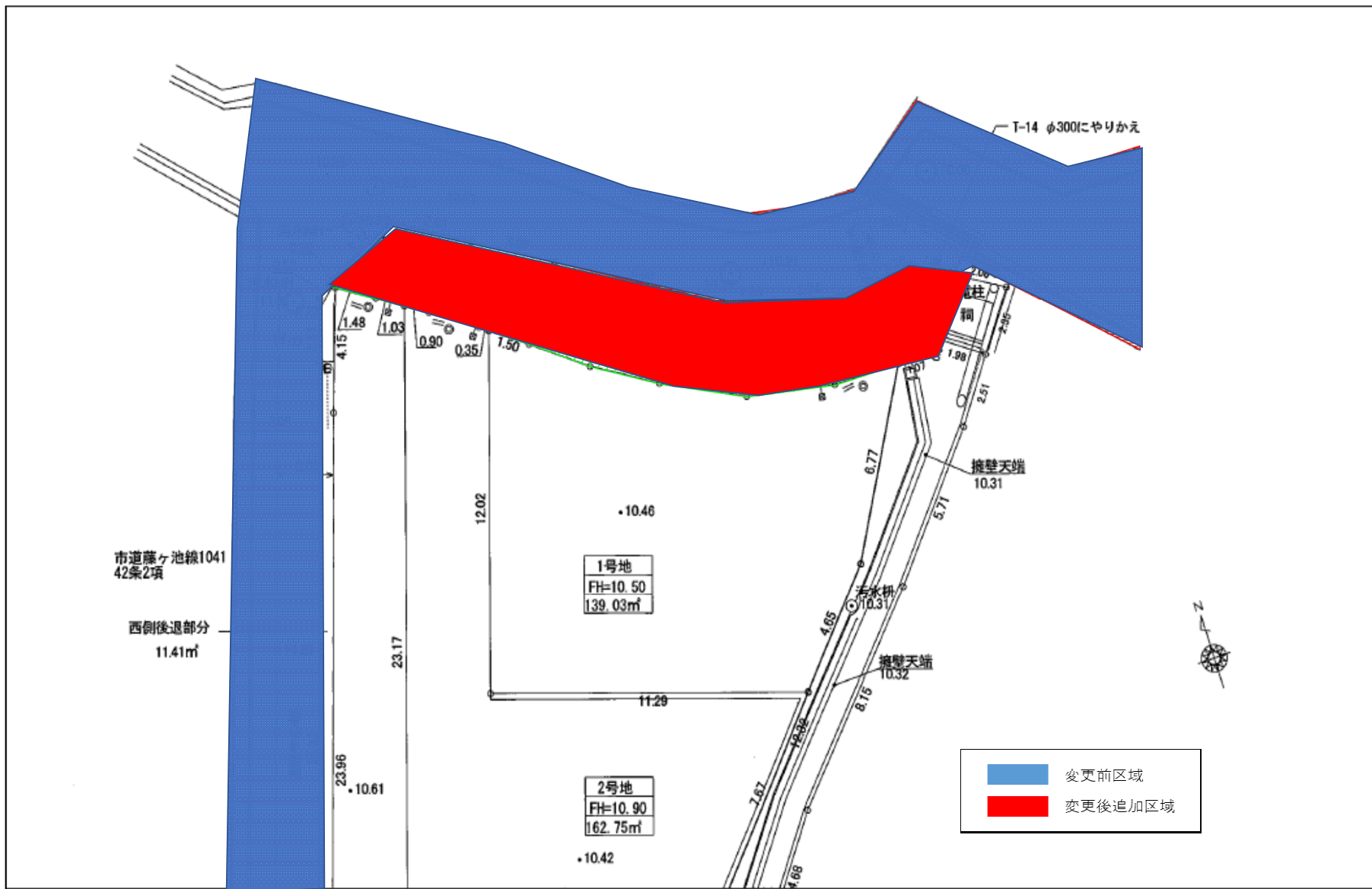
路線 番号	路線名	路線の起点	延長 (m)	最大幅員(m)	前	図面 番号
		路線の終点		最小幅員(m)	後	
2269	高次3号線	三田市高次一丁目955番9地先	39.45	6.00	前	1
		三田市高次一丁目962番7地先		6.00		
		三田市高次一丁目955番9地先	39.45	13.00	後	
		三田市高次一丁目962番7地先		6.00		
1041	藤ヶ池線	三田市字平家垣内2227番地の2地先	277.50	4.09	前	2
		三田市字平家垣内2216番地先		2.28		
		三田市字平家垣内2227番地の2地先	277.50	6.00	後	
		三田市字平家垣内2216番地先		2.28		
5122	ダム堤頂線	三田市末字末野道東1891番113地先	912.00	16.60	前	3
		三田市加茂字野山1110番10地先		4.50		
		三田市末字末野道東1891番113地先	912.00	57.00	後	
		三田市加茂字野山1110番10地先		4.50		

市道路線区域変更・供用開始  
【図面番号 1】



市道路線区域変更・供用開始

【図面番号 2】



市道路線区域変更・供用開始

【図面番号3】

